



山形県公報

令和2年12月22日(火)
第166号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……1241
- 山形県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則……………(畜産振興課) ……1242
- 山形県財務規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) …… 同

告 示

- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) …… 同
- 同……………(同) ……1243
- 同……………(同) …… 同
- 同……………(同) …… 同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……1244
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(同) …… 同
- 同……………(同) …… 同
- 平成26年3月県告示第273号(山形県体育施設条例による使用料の額)の一部改正 ……(教 育 庁) …… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県選挙管理委員の氏名等……………1245

規 則

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第72号

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則(平成19年10月県規則第100号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ロ中「第24条」を「第25条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第73号

山形県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

山形県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年12月県規則第128号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）の施行については、家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号。以下「令」という。）及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条中「第12条ただし書」を「第12条第1項ただし書」に改める。

第3条中「及び家畜人工授精師」を「、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者」に、「毎年の種付した頭数及び産子数」を「種付け、家畜人工授精、家畜受精卵移植その他必要な事項」に改める。

第4条から第8条までを削る。

第9条中「別記様式第7号」を「別記様式」に改め、同条を第4条とする。

第10条を第5条とする。

第11条中「規則及びこの細則」を「令、省令及びこの規則」に改め、同条を第6条とする。

別記様式第1号から別記様式第6号までを削る。

別記様式第7号中「第9条」を「第4条」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記様式第7号の規定による用紙については、当分の間、使用することができる。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第74号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第128号の備考第1項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該年に」を「その年に」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

告 示

山形県告示第848号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成30年2月23日から令和2年3月6日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿

- 4 調査地域
大字沼木、大字村木沢、西見田及び飯塚町の各一部
 - 5 認証年月日
令和2年12月11日
-

山形県告示第849号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
 - 2 調査を行った期間
平成30年2月23日から令和2年3月6日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
中沼、木ノ目田、横道、西見田及び飯塚町の各一部
 - 5 認証年月日
令和2年12月11日
-

山形県告示第850号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
 - 2 調査を行った期間
平成30年4月1日から令和2年3月4日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
南石関、石関、中沼、横道、飯塚町、上町及び十日町の各一部
 - 5 認証年月日
令和2年12月11日
-

山形県告示第851号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
天童市
 - 2 調査を行った期間
平成30年2月23日から令和2年3月6日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
天童市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
大字藤内新田、大字寺津及び大字蔵増の各一部
 - 5 認証年月日
令和2年12月11日
-

山形県告示第852号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
酒田都市計画用途地域
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第853号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南陽都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・5号赤湯停車場線及び3・4・4号栄町漆山線
 - 2 施行者の名称
山形県
 - 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
 - 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 平成26年11月28日東北地方整備局告示第162号の事業地のうち、南陽市三間通字東蔵田地内において、事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 告示年月日及び番号
令和2年12月16日 東北地方整備局告示第192号
-

山形県告示第854号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 酒田都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・2号豊里十里塚線及び3・6・1号鶴田橋実小路線
 - 2 施行者の名称
山形県
 - 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
 - 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 告示年月日及び番号
令和2年12月16日 東北地方整備局告示第193号
-

山形県告示第855号

平成26年3月県告示第273号（山形県体育施設条例による使用料の額）の一部を次のように改正し、令和3年4

月1日から施行する。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施設使用料(3)山形県あかねヶ丘陸上競技場の項を削り、3 電気消費及び暖房使用に係る加算額の項の表中

山形県あかねヶ丘 陸上競技場	陸上競技場	1時間につき	740円
会議室		1時間につき	40円
特殊電源装置		1時間につき	520円

を

会議室		1時間につき	40円
-----	--	--------	-----

に改める。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項の規定により、令和2年12月14日の県議会において、次の者が山形県選挙管理委員に選挙された。

令和2年12月22日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

氏 名

粕 谷 真 生

叶 内 武 子

遠 藤 勝 則

齋 藤 緑

住 所

山形市城西町四丁目14番35号

新庄市堀端町7番81号

東置賜郡川西町大字尾長島871番地1

酒田市あきほ町658番地の1

令和2年12月22日印刷
令和2年12月22日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県